

水田麦・大豆産地生産性向上事業のポイント

生産振興課

1. 事業概要

主食用米から、需要を捉えた麦・大豆等へ転換し生産拡大を図るため、「麦・大豆産地生産性向上計画」（以下「産地計画」）等に基づき、生産拡大と収量・品質の高位安定に取り組む地域に対し、団地化の推進や営農技術の新規導入など、産地が行う生産性の向上に向けた取組に対し、ソフト・ハード両面から支援

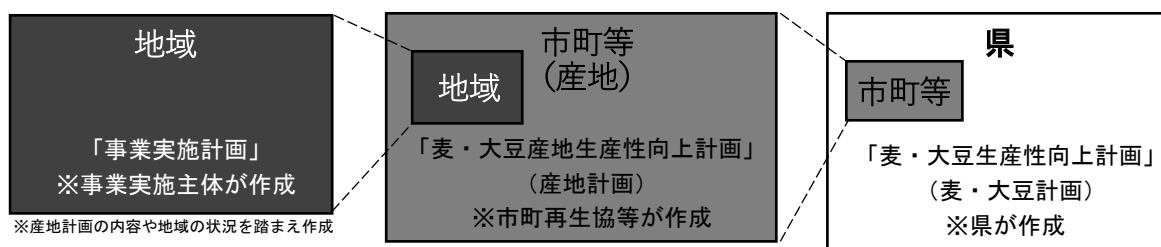
(1) 産地計画策定主体

市町農業再生協議会 等

(2) 事業実施主体

農業者の組織する団体※、市町農業再生協議会

※：受益農業者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上



水田麦・大豆産地生産性向上事業における各種計画のイメージ

2. 主な事業要件

- 対象となるほ場：田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田と同様）
- 対象となる作物：麦、大豆 等
- 事業を実施する地域で「産地計画」が策定されおり、同計画を踏まえた事業実施計画を作成すること
- 事業実施主体の地域における主食用米の減少面積が麦・大豆の増加面積以上
(麦の増加面積) + (大豆の増加面積) ≤ | (主食用米の減少面積) |

3. 事業内容

(1) 麦・大豆の団地化の推進（補助率：定額）

ア 補助額の上限額

事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費を上限額（事業実施主体の水田面積に応じて設定）の範囲内で支援

- ・ 50ha 未満 : 50 万円
- ・ 50ha 以上～150ha 未満 : 100 万円
- ・ 150ha 以上 : 150 万円

イ 対象となる主な取組

- ・ 試行的団地拡大に要する経費（地代等）
- ・ ほ場状況の把握等に要する経費（日当、時間外手当、消耗品費等）
- ・ 技術習得等の研修に要する経費
- ・ 農業コンサルタント等への相談に要する経費
- ・ 団地化に必要なほ場改修・点検に要する経費（役務費、物財費等）
- ・ 会議の開催、出席に要する経費 等

(2) 麦・大豆の先進的な営農技術の導入（補助率：定額）

事業実施主体が新規導入する①～⑧の営農技術について、15,000円/10aを上限額として支援

※新市場開拓に向けた水田水田リノベーション事業の低コスト生産等の取組と重複での申請は不可

- ① 湿害対策技術の導入 : 2,000円/10a
(弾丸暗渠施工、心土破砕、深耕の実施)
- ② 高度湿害対策技術の導入 : 3,000円/10a
(無材穿孔暗渠、有材補助暗渠の施工の実施)
- ③ 効率的播種技術等の導入 : 5,000円/10a
(耕耘同時畝立て播種、小明渠浅耕播種、狭畦密植栽培 等)
- ④ 先進技術の導入 : 10,000円/10a
(スリット成形播種技術、カットブレーカーによる幅広型心土破砕 等)
- ⑤ 土壌診断に基づく土づくりの推進 : 3,000円/10a
- ⑥ 生育後期重点施肥の推進 : 3,000円/10a
- ⑦ 需要に応じた新品種等の導入 : 7,500円/10a
- ⑧ 畑地化に向けた新規輪作体系の確立 : 7,500円/10a

(3) 麦・大豆の生産性の向上に向けた機械・施設の導入等（補助率：1/2以内）

需要に応じた麦・大豆の生産に向け、生産性の向上や効率化に必要な以下の機械・施設の導入、リース導入、改良について支援

補助対象とする機械等 50万円以上5,000万円未満

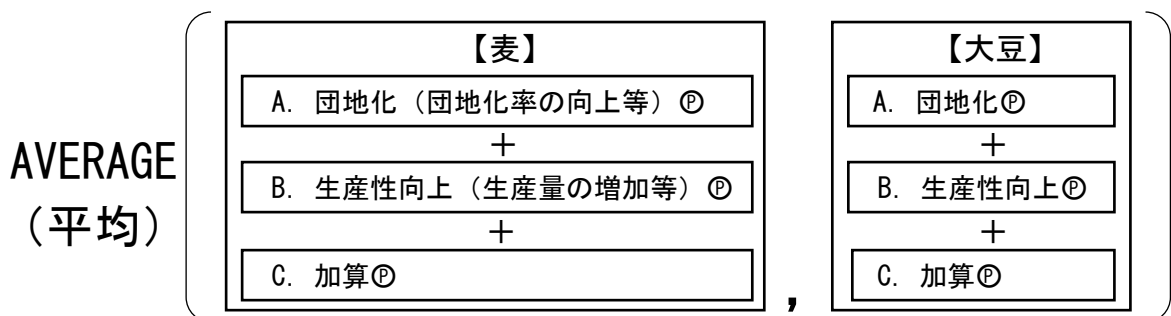
- ① 生産性の向上のために必要な機械・施設の導入等
(ブロードキャスター、サブソイラー、ボトムプラウ 等)
- ② 生産の効率化に必要な機械・施設の導入等
(高速播種機、防除用ラジコンヘリ、コンバイン、乾燥調製施設 等)
- ③ 上記作業機械を牽引するために必要なトラクターの導入及びリース導入

(4) 麦・大豆の生産性向上の推進（補助率：1/2以内）

県・市町において本事業を推進するために必要な会議・研修会の開催、技術指導マニュアルの作成、実需者との意見交換会等に係る費用を支援

4. 採択の方法

事業実施主体毎に、事業実施計画（案）における対象作物毎の団地化等の成果目標（事業実施の翌々年度）によりポイント算定して事業を要望
国はポイントが高い事業実施主体の要望を優先して採択



ポイント算定のイメージ

※麦・大豆両方を対象として事業を実施する場合は、品目毎に算出したポイントを平均して算出